

## 日本の FTA と TPP

石川 幸一 *Koichi Ishikawa*

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

亜細亜大学アジア研究所 所長

### 要約

- 日本は 13 の EPA を締結している。21 世紀初頭は FTA 交渉で東アジアの先頭を行っていたが現在は韓国に遅れをとっている。日本の EPA の特徴は包括的な対象分野と自由化率の低さである。
- TPP は高い自由化レベルを目指すとともに 21 世紀の FTA として新たな分野を含め 21 分野で交渉をしている。2012 年 6 月か 7 月の実質合意を目指しているが、対立点の多い難しい交渉であり、妥結時期は判らない。
- 関税撤廃では、全品目の関税撤廃を原則としているがセンシティブ品目の扱いは合意しておらず、交渉分野全体のパッケージの中で決まるとしている。
- TPP は交渉内容およびスケジュールの点からも交渉の余地はまだ大きく、日本は早期交渉開始を実現すべきである。

### はじめに

TPP 交渉参加は、今後の日本の FTA の展開において大きな意義を持

っている。日本は 13 の EPA を締結しているが、米などの農産品を除外しているためタリフラインベースの自由化率は 80% 台と先進国の FTA の自由化率の水準と比べると低い。

日本側が農産品の除外を求めため、相手国側は製造業品を中心とするセンシティブ品目の除外を求めてきた。そのため、相手国側も一部の製造業品を除外品目としている。TPPに参加し高い自由化率を実現すれば日本のFTA交渉力は従来に比べ格段に強化される。

TPPでは、知的財産権、SPS（衛生植物検疫）やTBT（貿易の技術的障害）、競争政策、環境など多くの分野で新しいルールを議論している。TPP参加によりルール形成を中心とするアジア太平洋地域の経済秩序創りに参画することができる。日本と同時にカナダ、メキシコが交渉参加のための協議を表明し、TPP参加国は拡大して行く見通しである。アジア太平洋自由貿易圏に発展する可能性の高いTPPに参加していくことは日本の国益に不可欠である。

本論では、日本のFTAの特徴とTPPの意義を論じると共に、大枠合意を含めたTPP交渉の論点を概観し、TPPにより日本が獲得すべき内容について検討している。

## 1. 日本の締結したFTAとその特徴

### (1) 13のEPAを締結

日本の2012年5月時点でのEPA（経済連携協定）は発効が13、交渉中が3（中断している韓国を含む）、研究・議論中が7となっている（表1）。

韓国は、締結しているFTAは8と日本より少ないが、米国（発効）EU（発効）という先進国かつ巨大経済圏とのFTAが含まれる。そのため、FTA比率（輸出に占めるFTA締結国のシェア）は36.2%（2010年6月）と日本の17.6%を上回っている。日本の工業品の主な競合相手国の一つは韓国であり、韓国が米国、EUとFTAを結ぶことにより、日本の輸出工業品が関税面で不利になり価格競争で一層劣位に置かれることは確実である。韓国は新興国とのFTAに積極的であり、インドとのFTAは日本より早く2010年1月に発効し、トルコとは2010年4月から交渉を開始した。中国とは2012年1月の首脳会談で交渉に向けた準備作業加速に合意し2012年5月2日に交渉開始に正式に合意した。加えて、メルコスール、

ロシアなど 11 の FTA を交渉準備あ るいは研究中である。

表 1 日本の EPA 締結交渉状況

相手国	交渉開始	署名	発効	
シンガポール	2001年1月	2002年1月	2002年11月	2006年4月改正交渉、2007年7月署名、9月発効
メキシコ	2002年11月	2004年9月	2005年4月	2011年9月改正議定書署名
マレーシア	2004年1月	2005年12月	2006年7月	
フィリピン	2004年2月	2006年9月	2008年12月	
チリ	2006年2月	2007年3月	2007年9月	
タイ	2004年2月	2007年4月	2007年11月	
ブルネイ	2006年6月	2007年6月	2008年7月	
インドネシア	2005年7月	2007年8月	2008年7月	
ASEAN全体	2007年1月	2008年3月4日	2008年12月	日本、シンガポール、ラオス、ミャンマー、ベトナム2008年12月発効、ブルネイ2009年1月マレーシア2月発効
ベトナム	2007年1月	2008年12月	2009年10月	
スイス	2007年5月	2009年2月	2009年9月	
インド	2007年1月	2011年月	2011年8月	
ペルー	2009年5月	2011年5月	2012年3月	
韓国	2003年12月			2004年11月までに6回交渉し中断
GCC	2007年1月			交渉中
豪州	2007年4月			交渉中

(注) TPP は関係国と協議中、研究・議論中は、EAFTA (ASEAN+3)、CEPEA (ASEAN+6)、日中韓 (研究終了)、モンゴル (研究終了)、EU、カナダ、コロンビア。TPP は交渉参加に向けた協議中。CEPEA と日中韓は 2012 年 5 月に交渉開始に合意した。  
(資料) 外務省資料により作成

## (2) 日本の FTA の特徴

### 1) 包括的な協定

日本の FTA の特徴として、包括的であることがあげられ、日本政府は EPA (経済連携協定) という用語を使用している。EPA の内容は、貿易、サービス貿易の自由化、投資の自由化から、税関手続きと貿易円滑化、衛生植物検疫 (SPS)、強制規格・任意規格・適合性評価手続き (TBT)、貿易取引文書の電子化、電子商取引、政府調達、知的財産権、競争、自然人の移動、エネルギー資源の安定供給、ビジネス環境整備、二国間協力、紛争解決まで極めて広範囲であり、幅広い経済関係の強化を実現することが期待されている。自然人の移動では、ビジネス関係者の移動に加え、フィリピン、インドネシアとの EPA で看護師、介護福祉士の移動が規定されている。

TPP の交渉分野は日本の EPA の対象分野とほぼ共通している。日本の EPA でカバーしていないのは、環境、労働、分野別横断事項である。日本は、TPP で対象としている分野の自由化を WTO および EPA で進めてきており、TPP により新たに開国をす

るわけではない。

### 2) 低い自由化率

日本は、包括的で質の高い (自由化レベルの高い) FTA を目指してきた。FTA を形成する WTO 上の要件は、GATT24 条に規定されている「実質的に全ての貿易上の障害を撤廃すること」である。通常は、輸入額の 90%以上を自由化 (関税撤廃) すると解釈されている。輸入額ベースで見た日本の FTA の自由化率 (無税化率) は、メキシコとの FTA を除き 90%を越えているが、相手国の自由化率と比較すると、半数の EPA で相手国よりも低くなっている (表 2)。先進国と開発途上国の FTA では、先進国側の自由化率が高いのが普通であるが、日本の FTA の場合、逆となっている。自由化率をタリフライン (関税分類品目 HS8-9 桁) ベースでみると、日本の自由化率はさらに低くなる。

表 2 日本の FTA における自由化率

	日本側自由化率	相手国側自由化率
日本シンガポール	94.7% (84.4%)	100.0%
日本メキシコ	86.8% (86.0%)	98.4%
日本マレーシア	94.1% (86.8%)	99.3%
日本タイ	91.6% (87.2%)	97.4%
日本フィリピン	91.6% (88.4%)	96.6%
日本チリ	90.5% (86.5%)	99.8%
日本ブルネイ	99.9% (84.6%)	99.9%
日本インドネシア	93.2% (86.8%)	89.7%
日本 ASEAN	93.0% (86.5%)	90.0%
日本ベトナム	94.9% (86.5%)	87.7%
日本スイス	99.3% (85.6%)	99.7%
日本インド	97.0% (86.4%)	90.0%
日本ペルー	99.0% (87%)	99.0%

(注) インドネシアの 96%は鉄鋼の特定用途免税を含めた場合の数值。

カッコ内は品目ベース (タリフライン) の自由化率 (10 年以内に関税を撤廃する品目の比率)。

(資料) 外務省 (2009) 「日本の経済連携協定 (EPA) 交渉－現状と課題－」、タリフラインの自由化率は、内閣官房 (2011) 「包括的経済連携の現状について」

## 2. 大枠合意に達した TPP

TPP は、2010 年 12 月から 24 の作業部会で交渉が行われている<sup>1</sup>。首席交渉官協議や制度的事項などを省き、自由化、ルール策定に関する分野を中心に交渉の内容、進展状況、大枠合意などについて内閣官房などが 2011 年 11 月および 2012 年 3 月に公表した「TPP 協定交渉の分野別状

況」、「TPP 交渉参加国に向けた関係国との協議の結果」をベースにその他の資料を追加しまとめてみた<sup>2</sup>。

### (1) 物品の貿易

全品目の関税撤廃が原則であるが、センシティブ品目の扱いは合意しておらず、最終的には交渉分野全体のパッケージの中で決まるとしている。関税撤廃や削減方法について交渉を

行う段階に至っていない。TPP では既存 FTA を残し FTA 未締結国と 2 国間 FTA を交渉する方式を米国が主張し、既存の FTA を含め統一交渉を行うという交渉方式を豪州などが主張している。TPP 交渉参加国間の FTA には、米豪 FTA や豪州 ASEAN の FTA のように例外品目がある FTA がある。2011 年 11 月の大枠合意では、「協定文は各国が WTO での義務を超える約束を含む関税撤廃と非関税障壁の撤廃を取り扱っている」となっており、例外なき関税撤廃との表現はない。繊維・衣料品について「税関協力、原産地規則、特別セーフガード」などを議論しているとしている。

## (2) 原産地規則

TPP 交渉参加国間で 27 の FTA があり、統一的原産地規則を作るための交渉が行われているが、具体的な方向性は定まっていないといわれる。原産品の基準の内容や原産地証明制度（自己証明あるいは第三者証明など）が論点になっている。大枠合意では、「共通の原産地規則の策定に合意し、客観性、透明性、予見可能性

を備えたものにする」と累積（TPP 参加国の原材料を自国の原材料として認める）についても議論している」としている。前述のとおり、繊維・衣料品について原産地規則を議論しており、米国がベトナムに提案したヤーンフォワード（使用される原糸が FTA 参加国産でなければならないという繊維の原産地規則）が論点になっていると思われる。米国の FTA は繊維の原産地規則はヤーンフォワードを採用している。

## (3) 貿易円滑化

P4 (Pacific Four: ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール) に基づいて、貿易規則の透明性、手続簡素化、国際標準への調和化、電子証明、シングル・ウィンドウなどの議論が行われており、交渉は進展している。P4 では、通関手続きの円滑化、税関協力、関税評価、事前告示、ペーパーレス貿易の促進（電子化）、迅速貨物通関、リスク管理などを規定し物品の税関からの引渡しは到着から 48 時間以内に行うとしている。大枠合意では、「税関に関する条文案の重要な要素および予見可能

で透明性があり、貿易を迅速化し促進する税関手続きを設けることが非常に重要であることに合意した」としている。

#### (4) 衛生植物検疫 (SPS)

WTO の SPS 協定の権利義務の再確認を基本として、手続きの迅速化、透明性の向上などが議論されており、規制当局間の委員会を設置し、措置の同等、輸出証明、輸入検査など個別論点について協議・協力を行うことと、リスク評価における科学的根拠の開示が議論されているといわれる。大枠合意は「条文案は WTO の SPS 協定の権利義務を強化発展させることに合意した」としている。また、「条文案には科学、透明性、地域主義、協力および同等性に関する一連の約束が含まれるであろう」としている。

#### (5) 貿易の技術的障害 (TBT)

WTO の TBT 協定の権利義務の再確認を基本として、基準の策定過程に相手国の利害関係者の参加を認めることなどが議論されているといわれる。米韓 FTA では、自動車作業部

会を設け、規格に関する問題を両国で協議すると規定している<sup>3</sup>。大枠合意では、「条文案は WTO の TBT 協定の権利義務を強化発展させるものであり、規制当局が健康、安全、環境を保護し、その他の正当な政策目的を達成することを助ける」としている。また、「遵守期間、適合性評価手続き、国際規格、制度的メカニズムおよび透明性に関する約束が含まれる」とし、「規制に関する協力、透明性、特定分野を対象とする提案などについても議論している」としている。各国の権限を認める一方で、特定分野についての提案が出されていることが注目される。

#### (6) 貿易救済措置

統合条文案に基づいた交渉が行われているが、物品貿易におけるセンシティブ品目の扱いと密接に関連するため、他の分野での交渉進展を待って議論をするといわれる。P4 では、セーフガード協定、アンチ・ダンピング協定、補助金及び相殺措置に関する協定による権利と義務を確認し、チリは特定品目（乳製品）について関税削減期間中に限り特別農業セー

フガード措置を採用できる。大枠合意では、「WTO 協定上の権利と義務を確認することに合意し、透明性や適正手続きの分野で既存の権利・義務を発展させた義務などについての新提案の検討、暫定的な地域セーフガードメカニズムに関する提案も出されている」としている。新提案と地域的なセーフガードメカニズムが論点となろう。

#### (7) 政府調達

WTO の政府調達協定 (GPA) 並みの規定とするか、それを上回るレベルにするかを中心に交渉がおこなわれ、対象機関については中央政府が議論され、それ以外の機関は今後取り上げられる。TPP 参加国のうち GPA 締約国は、米国とシンガポールの 2 カ国である。GPA は、内国民待遇と最恵国待遇、入札手続き、供給者の資格、調達の効果を減殺する措置 (オフセット)、透明性、適用除外などを規定している。適用範囲は、中央政府機関、地方政府機関、政府関係機関であり、基準額は各締約国の付表で提示される。

FTA では、適用対象機関 (特に地

方政府機関) と基準額 (P4 の基準額は GPA の基準額よりも低い) が論点になる。米韓 FTA では、適用対象機関は中央政府機関のみで地方政府機関と政府関係機関は対象となっていない。基準額は、WTO での約束 (中央政府の財サービスの場合、米韓とも 13 万 SDR、1SDR=約 150 円) からほぼ半減させている。

大枠合意では、「基本原則と手続きに合意し、特定の義務について策定している」とし、「途上国について経過措置により調達市場を開放する必要性を認識しながら、全ての国が同等のレベルの調達市場を開放することを目指している」としている。また、「相互のセンシティブリティを認識しつつ相互の政府調達市場へのアクセスを最大にするように対象範囲の拡大を追求しながら交渉が行われている」としている。地方政府機関が対象になるのか、またその基準額、対象外となる分野、途上国への特別待遇などが争点と考えられる。

#### (8) 知的財産

WTO の TRIPS 協定 (知的所有権の貿易的側面に関する協定) の保護

水準、保護内容をどの程度上回る規定にするかを中心に議論が行われている。米国は米韓 FTA のような TRIPS 協定の保護の水準を上回る規定 (TRIPS プラス) を主張し、ニュージーランドは WTO の TRIPS 協定の規定に準拠することを主張しているといわれる<sup>4</sup>。豪州、シンガポール、チリ、ペルーは米国と FTA 締結済みであり TRIPS プラスは受入れ可能、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、マレーシアは国内法制に TRIPS プラス規定と整合的でない部分があり、議論は収斂していない。

大枠合意では、「TRIPS 協定の権利義務を強化発展させることで合意し、商標、地理的表示、著作権と関連する権利、特許、営業秘密、一定の規制製品に必要なデータ、知的財産の執行、遺伝資源と伝統的知識を含む多くの形態の知的財産に関する提案は議論され、TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言についての共有された約束を条約文に反映することに合意した」としている TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言では、強制実施や並行輸入を TRIPS 協定の柔軟性に含まれるとし、加盟国 (途

上国) 公衆衛生を保護するための措置をとることができるとしている。生産能力の不十分な国に対する強制実施 (同宣言 6 項) については、2003 年の TRIPS 理事会で、強制実施権を利用して生産した医薬品をこうした国に輸出することが条件付きで認められた<sup>5</sup>。

### (9) 競争政策

P4、米国の締結した FTA など TPP 交渉参加国が締結した FTA に含まれる共通の要素 (競争法の原則、競争法の執行と競争当局間の協力、公的企業および指定独占についての規律) を中心に議論がなされ、統合条文案の作成が行われていると思われる。ベトナム、マレーシアを除く 7 カ国は上記 FTA を締結しており、共通の要素を TPP に含めることに抵抗はないとみられるが、ベトナム、マレーシアが受け入れるかは不明である。特に国有企業と民間企業の対等な競争条件は米国産業界が強く求めている事項であり論点となっていると思われる<sup>6</sup>。大枠合意では、「条文案は競争的なビジネス環境、消費者保護の促進、TPP 交渉参加国企業の

対等な競争条件の確保を促進する」とし、「競争法と競争当局の創設・維持、競争法施行における手続きの公平、透明性、消費者保護、私的訴権、協力についての約束を含む条文案について進展をみている」としている。

## (10) サービス貿易

### (越境サービス貿易)

GATS で規定されている最恵国待遇義務、内国民待遇義務、市場アクセス義務、透明性などが議論され、GATS の内容を超える資格・免許について検討はされているが、個別の資格の相互承認に関しては議論されていないといわれる。GATS では、政府の権限の行使として提供されるサービスは対象外であり、FTA でも同様である。

大枠合意では、「越境サービスの条文案の核となる要素のほとんどについて合意した。この合意は、公共の利益のために政府が規制する権利を維持しつつ、電子的に提供されるサービスや中小企業によるサービスを含む、サービス貿易の公正で開放的な透明性のある市場を確保するための基礎となる」としている。また、

「ネガティブ・リスト方式を基礎とする交渉を行っており、これはサービス貿易を包括的にカバーすることを前提としつつも、特定サービス分野の約束に関する特定の例外について交渉することを可能とする」としている。GATS の大半の規定に合意し、例外分野を明記するネガティブ・リスト方式を採用していることと例外を認めていることが示されている。

### (金融サービス)

無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）などの基本ルール、信用秩序維持のための措置など金融サービスに特有のルール、GATS で各国の自主的な約束に委ねられている事項について共通のルールを設けるための議論を行っており、市場アクセスはネガティブ・リスト方式を採用するといわれる。FTA では一般に WTO で任意とされている金融了解のルールを規定し、高い水準のルールを締約国に課している。金融了解では、加盟国が任意で市場アクセス（公的機関が購入する金融サービス、国境を越える取引、業務上の拠点、新たな金融サービス、情報の移転および

処理、人員の一時的な入国、差別的でない措置など)、内国民待遇などを約束している。金融了解を約束している TPP 交渉参加国は米国、豪州、ニュージーランドである。公的医療保険制度など国が実施するサービスは TPP 対象国の FTA でも GATS 同様適用対象外であり、議論の対象となっていない。米国は 2012 年 2 月 7 日の日本との協議で、「公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行する必要があるという要求はしていない」と明言している<sup>7)</sup>。

大枠合意では、「透明性、無差別性、新しい金融サービスの公正な扱い、投資保護およびこれらの保護のための効果的な紛争解決救済措置が改善される。金融当局が金融市場の統合性と安定を確保するために行動をとる権利が確保される」としている。

#### (11) 電子商取引

P4 では独立した章はない。TPP 交渉では、交渉参加国の 2 国間 FTA を参考として、デジタル・プロダクトに対する関税不賦課、無差別待遇、オンラインの消費者保護、電子署

名・認証、貿易文書電子化などが議論されているといわれる。大枠合意では、「デジタル環境の下での関税の取組みに関する条項、電子的な取引における認証および消費者保護を含め交渉に進展があった」とし、「情報の流通およびデジタル製品の扱いについての追加的提案が議論されている」としている。

#### (12) 商用者の一時的入国

出入国手続きの透明性の確保などの規律を設けた上で、「短期商用」「企業内転勤」「投資家」「サービス提供者」などのカテゴリー別に入国、一時的滞在について約束を行う形式になるとみられる。商用関係者の範疇は、短期商用、投資家、貿易業者、企業内転勤、サービス提供者などである。大枠合意では、「商用関係者の一時的入国の申請の処理の透明性と効率を向上させるための一般規定について実質的に合意を終えており、商用関係者の個々の範疇について議論を行っている」としている。日本で言われているような単純労働者の受入れや移民は対象外であり、2012 年の TPP 交渉参加に向けた米国との

協議でも米国は「単純労働者の受入れを要求していることはない」と発言している<sup>8</sup>。日本の一部の EPA で対象としている看護師、介護福祉士は議論の対象となっていない。

### (13) 投資

P4 には投資の規定がなく 2008 年 3 月から交渉を行うことになっていた。TPP 交渉では、交渉参加国の投資関連協定をもとに規律の内容を比較・対照しながら、保護の範囲や内容、紛争手続きなどについて議論している。投資家対国の紛争解決 (ISDS) の規定を入れたい米国と反対する豪州が対立しており、米豪 FTA では、豪州の反対により ISDS 規定は含まれていない。大枠合意では、「無差別、最低限の待遇、収用についてのルール、パフォーマンス要求の禁止などを確保する条項についての進行中の交渉を含む法的な保護が条文案に含まれる」とし、「適切なセーフガード(範囲と対象は議論中)の下で、迅速、公平で透明性のある ISDS 条項を含める」としている。また、「公共の利益のために規制を行なう TPP 参加国の権利を保護する」と

している。ISDS は条件付きで規定され、公共の目的のための政府の措置は ISDS の原則的に対象外とするものと考えられる。自由化については、「ネガティブ・リスト方式を基礎にする交渉を行っている」としている。

### (14) 環境と労働

P4 では、労働についての覚書と環境協力に関する補完協定を締結している。

#### (環境)

貿易投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易障壁として利用しないこと、多国間協定の遵守が主たる論点だが詳細な議論まで至っていない。大枠合意では、「環境に関する条文案が環境保護の強化に資する貿易関連課題についての効果的な規定を含むものであるべきという考え方を共有し、協定の実施を監督する効果的な制度的な枠組と能力構築のための協力枠組みについて議論している」とし、「海洋漁業、その他の環境保全についての課題、生物多様性、特定外来生物、気候変動、環境物品・サービスなどの新たな課題に関する提案についても議論

している」と述べている。新たな課題の議論の内容が注目される。

#### (労働)

貿易投資の促進を目的とした労働基準の緩和の禁止や国際的に認められた労働者の権利の保護などが主な目的であり、米国が今後条文を提案する段階である。

環境と労働は米国が FTA で最も重視している分野の一つである。米国では、2007年5月の行政府と議会民主党の合意（超党派合意：Bipartisan Deal）で、①ILOの基本的労働基準を貿易協定で義務付け違反は紛争処理規定に従う、②多国間環境協定を貿易協定に盛り込むなどが決められている。ILOの労働の基本原則と権利宣言では、基本的な権利として①団結の自由と団体交渉、②強制労働の廃止、③児童労働の廃止、④雇用と職業に関する差別の撤廃、などが掲げられている。大枠合意では、「労働者の権利保護、労働に関する相互の関心事項についての協力など労働章に盛り込むべき要素について議論をしている」とし、「労働者に福利厚生、雇用可能性を高め、人的資源開発やパフォーマンスの高い職

場を促進する職場慣行に関する2国間および地域的な協力を通じ、労働者が21世紀に直面する課題に対応する上での協調を行う」としている。

#### (15) 分野横断的事項

従来の FTA にはない新たな交渉事項であり、米国が重視している分野である。規制の調和（Regulatory Coherence）、中小企業、透明性、生きた協定（living agreement）、開発、競争力（サプライ・チェーン）、政策の統合、地域統合の8項目が含まれる。大枠合意では、「規制の調和、競争力とビジネスの円滑化、中小企業（の貿易と FTA 利用促進）、開発」の4つの新しい課題に取り組み APEC などでの作業を進展させるとし、新たな貿易課題として、「デジタルエコノミー、グリーンテクノロジーを含む革新的な製品とサービスの貿易と投資の促進と競争的なビジネス環境の確保」をあげている。生きた協定については、「新たな課題や新規加盟国を含む協定の拡大により生じる新たな事項に取組み協定を更新することを可能にする」としている。

規制の調和について、米国議会の

資料は、「非関税障壁を撤廃し規制制度をより互換的で透明なものにする試みであり、政府の規制を行う権利に介入するのではなく、現存および新たな規制について自国内の規制の整合性と協力を TPP 参加国間に拡大していくことが目標である」と説明している<sup>9</sup>。米国は APEC や OECD での規制の調和に関する取組みを TPP に導入することに強い関心を持っている<sup>10</sup>。日本の EPA にもない全く新しい分野であり、議論の内容と方向、特に、規制の調和が拘束的な内容になるのかに注目すべきである。

### 3. TPP で獲得・実現すべき事項と意義

#### (1) TPP で何を獲得できるのか

日本では、TPP により日本市場が外国製品の流入や外国企業の進出により被害を受けるという内向きの議論が多いが、市場の開放や国際的なルールを導入を行うのは TPP 交渉参加国も同様であり、海外事業を行っている、あるいは海外に進出をしようとしている日本企業にメリットが大きい。ここでは、TPP がどのよう

なメリットをもたらすのか、また、交渉で何を獲得すべきかを、日本政府資料、経団連の提言などに基づき整理している<sup>11</sup>。

#### 1) 市場アクセス改善

①物品の貿易：FTA を締結していない米国、豪州（交渉中）、ニュージーランドと FTA を締結することになり、これら 3 カ国の関税撤廃・削減により市場アクセスの改善が実現できる。米国は韓国が FTA を締結しており、自動車などの韓国に対する関税面での競争条件を対等にすることが出来る。すでに韓国の FTA を利用した輸出のために日本企業が韓国に進出する事例が出ており、空洞化を防ぐためにも TPP の締結が必要である。すでに EPA を締結しているマレーシア、ベトナム、ブルネイ、チリ、ペルーについても、例外となっている品目の関税の撤廃・削減が期待できる。また、米国、豪州、ニュージーランドなどは、日本の農産品に対する輸入障壁が設けられており、SPS における検疫条件の見直し、調和などと併せて農産品の輸出拡大を図ることが期待できる。

②政府調達:WTO の政府調達協定に参加していない豪州、ニュージーランド、EPA で政府調達の規定がないマレーシア、十分な内容が約束されていないベトナム、ブルネイについて、政府調達市場の開放とアクセス改善が期待できる。

③サービス貿易:シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナムとの EPA では、市場アクセスについてポジティブ・リスト方式を採用しており、ネガティブ・リスト方式の採用により自由化分野が拡大する可能性があるとともに規制の現状などが一覧できるため規制の透明性が向上する。

④投資:TPP 交渉参加国の中には、外資規制、パフォーマンス要求などの投資障壁が残存しており、高いレベルの内国民待遇やパフォーマンス要求の禁止などにより投資環境の改善が期待できる。投資家対国の紛争解決手続き (ISDS) により、TPP 参加国で事業を展開している日本企業が事業許可の取消し、代金支払いの拒否など損害を被った場合、相手国政府を相手に国際仲裁に付託することができるし、ISDS 規定の存在によ

り不合理な政府措置の導入を抑止することが期待できる。マレーシア、ブルネイとの EPA の ISDS 規定は制約が多く TPP により改善が期待できる。BOT (Build, Operate and Transfer) プロジェクトへの出資も投資であり、インフラ建設にも ISDS を利用することができる<sup>12</sup>。

## 2) ルールの整備

ルールがアジア太平洋の経済連携のルールになる可能性が大きく早期に交渉に参加しルール作りに加わり、欠席裁判を避けるべきである

①物品貿易ルール:尖閣諸島沖における中国漁船による海上保安庁巡視艇への衝突事件と船長逮捕に対し、中国が対抗措置としてレアアースの対日輸出規制を行ったことは記憶に新しいが、輸出規制に関するルールが明確になれば資源などの安定的な確保に資する。

②原産地規則:TPP 参加国間で 27 の FTA が締結されているが、簡素化され透明性が高く、自己証明制度など使いやすい統一原産地規則が出来れば、原産地証明に関するコストと時間を節減できるなど FTA を使う

日本企業の利便性が高まる。TPP 参加国間の累積が認められれば、日本で基幹部品を製造し他の TPP 参加国で完成品を組立て米国に輸出するなどの生産ネットワークが形成できるとともに日本国内での基幹部品の製造技術と雇用を維持できる。

③貿易円滑化：税関手続きの簡素化、電子化、シングル・ウィンドウなど円滑化が TPP 各国で導入されればリードタイムの短縮と取引コストの低減に役立ち、特に中小企業の FTA 利用を促進する。

④TBT：日本の締結している EPA では、TBT 章を置いていない EPA (シンガポール、ブルネイなど)があり、TBT 章を置いていても最小限の内容に留めている。規格策定についての透明性の向上や情報交換のメカニズムの規定などにより、具体的な問題の解決の加速化などが期待できる。スマートグリッド (ICT を活用した次世代電力網) を構成する要素のコンセプトモデルおよび評価基準について日本企業の優位性を活かした標準化の実現が期待できる。

⑤貿易救済措置：アンチ・ダンピング (AD) 措置の事前通報の手続き

などを規定できれば、AD の濫用の抑制となり、日本企業の輸出の円滑化に役立つ。米韓 FTA では、AD および相殺関税の事前通知、事前協議制度、貿易救済委員会での点検が規定されており、韓国政府は米国の AD、相殺関税の濫用の抑制が期待できると高く評価している<sup>13</sup>。

⑥知的財産：権利執行面で TRIPS 協定を上回る水準の規定を設けている「偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA：2011 年 10 月署名)」と同等の水準の規定が盛り込まれれば、ブルネイ、マレーシア、ベトナム、チリ、ペルーなど ACTA に参加していない国における模造品、海賊版対策が強化改善される<sup>14</sup>。ロイヤリティ料率規制など事業者間のライセンス契約への政府の介入や技術開示に関するルールについて規定が設けられれば、日本企業が技術を守り技術で稼ぐことに役立ち、国内での技術開発拠点と雇用を維持することに資する。

⑦電子商取引：新たなサービスの実態に即した分類に基づいてインターネットを通じたサービス貿易の自由化を推進でき、特に現状は制限が

大きい成長が見込まれるマレーシアの市場開放が期待できる。新たなサービスの分類・定義や情報セキュリティ保護、プライバシー保護、消費者保護についてのルール整備に日本の主張を盛り込むことができる。

⑧環境と労働：途上国では環境や労働に関する法制は整備されているものの実効性に問題があると言われる中で、環境技術に優れている日本企業は環境規制に対応しており、労働法制も一般に遵守していることから、高いレベルの環境保護と労働基準が規定されることにより競争力の確保に役立つ。

## (2) TPP の意義

### 1) アジア太平洋の国際経済秩序の形成

TPP は 21 世紀のアジア太平洋地域の経済秩序の形成という重要な意義を持っている。東アジアの広域 FTA 構想に参加していなかった米国を含むアジア太平洋地域の多数の国が参加し、高いレベルの貿易自由化を目指すとともに、新しいルールを含めた広範な分野のルールを交渉しており、TPP のルールがアジア太平

洋の事実上（デファクト）のルールになる可能性が高い。これらの特徴は、米国の参加によるものであり、東アジアで検討されてきた広域 FTA 構想である EAFTA、CEPEA と対照的である。米国の参加は、ブッシュ政権時代の中東偏重からアジア太平洋を重視する米国の戦略の変更によるものであり、経済および軍事面でこの 10 年間に台頭してきた中国への牽制が意図されていることは間違いないだろう。知的財産権の保護、政府調達透明性、国営企業と民間企業の対等な競争など巨大な市場を武器に独自のルールを作る傾向にある中国を想定したルール策定も TPP で議論されている。なお、中国は、TPP 交渉参加 9 カ国のうち 7 カ国と FTA を締結、豪州と交渉している。

TPP は APEC の FTA (FTAAP) を目指しており、参加国が増加するのは確実である。2011 年 11 月には日本と同時にメキシコ、カナダが参加を表明した。FTA のドミノ効果 (FTA 参加国がドミノ倒しのように増加する現象) により、他の ASEAN や韓国などが参加する可能性は高く、アジア太平洋の広域 FTA になるであ

ろう。アジア太平洋地域の FTA に発展する TPP に参加することによりアジア太平洋地域の経済との統合を進めこれら地域の経済活力を少子高齢化と人口減少が進み国内市場が縮小する日本に取り込むことができる。

## 2) 日本の FTA 交渉力の強化

日本の場合、EPA で関税撤廃をしたことない品目は約 940 品目ある。そのうち、鉱工業品は 95 品目であり、自由化率の低い理由は農林水産分野での例外品目である。米、小麦・大麦、指定乳製品、豚肉、牛肉などが除外・再協議としており、関税割当、段階的関税削減とする品目も多い。日本側が農林水産品を例外扱いにすることにより、相手国側は工業製品を例外とすることが可能となるため、これまで締結してきた EPA では相手国側も多く例外品目を設けている。また、豪州との FTA や将来的に考えられるブラジルなど新興国との FTA の締結は極めて困難である。TPP 交渉参加によりセンシティブな農産品の自由化に踏み込むことが出来れば、TPP 締結によりレベルの高い FTA 締結への隘路を打破す

ることができ、日本の FTA での交渉力は格段に強化される。

そのことにより、従来の EPA で認めざるを得なかった工業品を中心とする相手国側の例外品目を大幅に減少させることができるようになる。EU との EPA、日中韓 EPA、CEPEA などの交渉における日本の競争力強化の意味は非常に大きい。

## おわりに

21 世紀の初めに、FTA への取組みで東アジアで最も進んでいた日本は、現在は先進国や巨大市場との FTA では韓国に先んじられており、コストや為替レートで不利な日本の製造業品の韓国製品に対する競争力を一段と劣後させる要因となっている。2006 年のグローバル戦略およびその後発表された工程表の EPA の目標の達成状況を 2012 年 5 月時点でみると、EPA 締結国は 13 で目標の 12 を超えているが、EPA 締結国との貿易額は 17.6% で目標の 25% 以上を下回っている。ASEAN、ベトナム、スイス、インドとの EPA は発効しているが、韓国との交渉は再開していな

いし、GCC との交渉も妥結していない。

一方、将来の課題として検討するとしていた米国との EPA は TPP 参加により実現する可能性が出ており、EU との EPA も 2011 年の定期首脳会議でスコーピング作業を早期に開始することで合意するなど交渉に向けて動き始めた。TPP に参加できれば、FTA 率は 35.2% に上昇し現在の韓国に匹敵する。また、日本の TPP 参加検討以降、中国が日本との FTA に積極的な姿勢を示すようになってきている。TPP 交渉参加表明以降、日本の FTA 政策は新たな局面を迎えている。こうした状況を最大限利用して国益を実現するべく EPA 交渉を展開すべきである。

2011 年 11 月の大枠合意では、途上国への配慮と協力とセンシティブな分野の認識が示されている。途上国への配慮と協力では、「貿易に関する能力の構築、技術支援、および自由化約束の適切な段階的实施などを通じ、途上国メンバーが直面するセンシティブな分野および特有の課題に適切に対応する必要性に合意した」と述べ、途上国への配慮と支援を打

ちだしている。センシティブな分野の認識については、途上国への配慮と柔軟な対応に加えて、「市場開放パッケージ」でサービス貿易について特定の例外を認めるとし、政府調達では、相互のセンシティブ性を認識するとしている。米国を含め、各国にセンシティブな産業・分野があり、米国を含め国内で対立がある<sup>15</sup>。あまりに高いレベルの自由化や規律を求めると交渉へのハードルになる可能性がある。高い目標は維持しながらも 9 カ国による交渉と合意を目指した柔軟かつ現実的な姿勢に移りつつあることと推測される。目標としている 2012 年 6 月か 7 月の実質合意は極めて難しいとされ、2013 年にずれ込むという見通しもある。時期のおよび内容的にも交渉の余地は大きいと思われ、交渉早期参加を実現すべきである。

#### (付記)

本稿は、21 世紀政策研究所に提出した「日本の FTA 戦略と TPP」を修正したものである。転載を快諾された同研究所に深甚なる感謝を申し上げたい。

(参考文献)

石川幸一 (2012) 「環太平洋経済連携協定 (TPP) の概要と交渉の論点」『東南アジアのグローバル化とリージョナル化』 亜細亜大学アジア研究所。

馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成 (2012) 『日本の TPP 戦略「課題と展望」』 文眞堂。

長島忠之・林道郎 (2008) 「韓米 FTA を読む」 日本貿易振興機構。

山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会 (2012) 『通商政策の潮流と日本 FTA 戦略と TPP』 勁草書房。

注

- 1 首席交渉官協議、市場アクセス(工業)、市場アクセス(繊維・衣料品)、市場アクセス(農業)、原産地規則、貿易円滑化、衛生植物検疫 (SPS)、強制規格・任意規格・適合性評価手続き (TBT)、貿易救済、政府調達、知的財産、競争政策、サービス(越境サービス)、サービス(金融)、サービス(電気通信)、サービス(商用関係者の移動)、電子商取引、投資、環境、労働、制度的条項、紛争解決、協力、分野横断的事項 である。
- 2 国家戦略室「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉の分野別状況」 2011

年 10 月、同「TPP 協定交渉の分野別状況」2012 年 3 月、「大枠合意については、外務省仮訳「環太平洋パートナーシップ (TPP) の輪郭」 2011 年 11 月。

- 3 長島忠之・林道郎「韓米 FTA を読む」 日本貿易振興機構、2008 年、84 頁。
- 4 米国では産業界が要望する知的財産権についてのルールに対しては労働界や NGO が多国籍企業重視と批判しており、オバマ政権はこうした見解を無視できないとの指摘がある。「TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言」へのコミットも労働界や NGO が要求している事項である。佐々木高成 (2012) 「米国と TPP : 産業界の狙い」、山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会『通商政策の潮流と日本 FTA 戦略と日本』 勁草書房、223-225 頁。
- 5 TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言は、  
[http://www.wto.org/english/thewto\\_e/minist\\_e/min\\_01/mindecl\\_trips\\_e.htm](http://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min_01/mindecl_trips_e.htm)
- 6 米国産業界の要望については、佐々木高成 (2012) 前掲書、222-223 頁および石川幸一 (2012) 「環太平洋経済連携協定 (TPP) の概要と交渉の論点」、『東南アジアのグローバル化とリージョナル化 II』 亜細亜大学アジア研究所、228-

- 229 頁。
- 7 内閣官房ほか (2012) 「TPP 交渉参加に向けた関係国との協議の結果」(米国)。
  - 8 内閣官房ほか (2012) 同。
  - 9 Ian E. Fergusson, Bruce Vaughn (2010) ,  
The Trans-Pacific Partnership Agreement,  
Congress Research Service
  - 10 佐々木高成 (2012) 前掲書、221-223  
頁。
  - 11 内閣官房 (2011)、日本経済団体連合会  
「わが国の通商戦略に関する提言 別  
添-TPP を通じて実現すべき内容-」  
2010 年 4 月。渡邊頼純 (2012) 「日本の  
産業界と TPP」、馬田啓一・浦田秀次郎・  
木村福成 (2012) 『日本の TPP 戦略 「課  
題と展望』』文真堂、116-133 頁。
  - 12 井口直樹「ISD 条項は新興国投資で日本  
企業を守る武器になる」、ビジネス法務  
2012 年 4 月号、中央経済社、22-25 頁。
  - 13 長島忠之・林道郎「韓米 FTA を読む」  
日本貿易振興機構、2008 年、77-78 頁。
  - 14 ACTA については、経済産業省「不公正  
貿易白書 2010 年版」549-550 頁。
  - 15 米国内の対立については、佐々木 (2012)  
前掲書、223-225 頁。